

令和4年11月1日

株式会社ナースぷらすえん 行動計画

社員が仕事と子育てを両立させることができ、すべての社員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和4年11月1日～令和9年10月30日までの5年間

2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など制度の周知や情報提供を行う

<対策>

- 令和4年10月～ 法に基づく諸制度の調査、就業規則の変更
- 令和4年10月～ 育児休業制度に対する会社の取組を従業員へ周知

目標2：計画期間内に、育児休業の取得率を次の水準以上にする。
男性社員・・・取得率を50%以上にする
女性社員・・・取得率を90%以上にする

<対策>

- 令和4年10月～ 各職場における休業者の業務カバー体制の検討（代替要員の確保、業務体制の見直し、複数担当者制、多能工化など）・実施
- 令和4年10月～ 出生時育児休業に関して取得開始日から5日間を有給とする制度を導入する

目標3：小学校入学前までの子を持つ社員の短時間勤務制度を導入する。

<対策>

- 令和4年10月～ 社員のニーズの把握、検討開始
- 令和4年10月～ 制度導入
社内掲示や説明会などによる社員への短時間勤務制度の周知